

「中古マンションらくらくフラット35」登録(変更)届出書 (第一面)

独立行政法人 住宅金融支援機構 御中

独立行政法人住宅金融支援機構は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、お客さまから提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- (1) 業務内容
- ・「中古マンションらくらくフラット35」の登録及び変更業務
- (2) 利用目的
- ・お客さまの本人確認や登録条件等を満たしていることの確認のため
 - ・登録(機構ホームページ(フラット35サイト)掲載)のため
 - ・期日管理等のため
 - ・住宅関連の情報提供のため
 - ・法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ・市場調査や分析・統計の実施のため
 - ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発のため

管理組合の名称等※1	管理組合の名称	(フリガナ)		
	マンションの所在地	郵便番号	(フリガナ)	
		〒	都道府県	区・市郡
		(フリガナ)		
	区町村名 番地			

※1 管理組合が成立していない建築物(事務所等の非住宅部分、既存の社宅又は賃貸住宅を分譲住宅に変更したマンション等)である場合は、「管理組合」を「建築物の所有者」と読み替えてください。

照会先	①または②を記入	①管理組合代表者	(フリガナ)		
		氏名			
	②管理会社等	管理会社等会社名	担当者名()		
		住所	郵便番号	(フリガナ)	
		〒	都道府県	区・市郡	
		(フリガナ)			
	区町村名 番地				
	電話番号	() - () - ()			

次の物件について、「中古マンションらくらくフラット35」の登録(変更)を届け出ます。

また、届出内容に変更があった場合には、機構へ速やかに報告します。

マンション名	
新たに登録する場合	<input type="checkbox"/> 個別登録コース <input type="checkbox"/> 長期登録コース(建設住宅性能評価書取得マンション)
すでに登録している情報を変更する場合	<input type="checkbox"/> 登録情報の追加 <input type="checkbox"/> 管理計画認定マンション※2 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅※3 <input type="checkbox"/> [その他:] <input type="checkbox"/> 登録情報の変更又は削除 [内容:]

※2 個別登録コースで登録されているマンションの場合は、管理計画認定マンションであることを追加で届け出ていただいても登録期間は延長されません。

※3 全住戸について認定を取得している場合に限りです。

届出内容に応じて、以下の書類を添付してください。

届出内容		添付書類
登録	個別登録コース 長期登録コース	・中古住宅適合証明書(中古マンションらくらくフラット35登録用)【機構提出用】 ・中古住宅適合証明書付表(中古マンションらくらくフラット35登録用) ・(適合証明技術者による適合証明の場合) 適合証明技術者登録証明書の写し
変更	管理計画認定マンション※4	地方公共団体が交付する管理計画認定マンションであることを証する書類の写し
	長期優良住宅※4	所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写し 又は長期優良住宅であることが確認できる適合証明書

※4 認定が取り消された場合は、本書式の「登録情報の変更又は削除」にチェックし、内容を記入の上、速やかに届け出てください。

「中古マンションらくらくフラット35」登録（変更）届出書 （第二面）

<届出者確認事項>

- 1 機構がホームページに物件概要を中古住宅適合証明書（中古マンションらくらくフラット35登録用）の証明書有効期間内において掲載することについて、承諾します。
- 2 証明書有効期間内であっても、融資制度や基準等の変更があった場合には、その内容が盛り込まれた適合証明書が別途必要となる場合があることについて、承諾します。
- 3 フラット35又は財形住宅の融資を受けるに際しては、機構ホームページにおいて、購入予定物件を検索し、検索結果画面より、「適合証明省略に関する申出書」を印刷の上、当該申出書に借入申込者の氏名を記入し、取扱金融機関へ提出する必要があります。
- 4 掲載されているマンションであっても、次のような場合その他融資審査の結果によって、融資を受けられない場合があります。
 - ・ フラット35：住宅の床面積が30㎡未満の場合、財形住宅融資：住宅の床面積が40㎡未満又は280㎡超の場合
 - ・ フラット35：店舗などの非住宅の床面積が全体の1/2以上の場合、財形住宅融資：非住宅部分がある場合
 - ・ 敷地が保留地、転貸借地等の場合
 - ・ 敷地又は建物に買戻権が設定されている場合（買戻権が設定された物件に対する融資を取り扱っていない金融機関の場合）
- 5 当該建築物の所有者（親会社及び子会社並びに当該建築物の所有者の役員、子会社の役員及び子会社の役員を含みます。）が暴力団等の反社会的勢力に該当する場合（反社会的勢力に該当する懸念があると機構が判断する場合を含みます。以下同じです。）には、中古マンションらくらくフラット35への登録の謝絶が行われることについて、承諾します。
- 6 次の①から④までのいずれかに該当する場合は掲載を中止されることについて、承諾します。
 - ① 当該建築物の管理組合※が暴力団等の反社会的勢力に該当する場合
 - ② 当該建築物の管理組合※から削除の申出があった場合
 - ③ 建築基準法に関する是正命令、勧告又は建築基準法に適合しない旨の通知が出されていることが判明した場合
 - ④ 上記に掲げるもののほか、機構が必要と認めた場合
- 7 機構が6により掲載を中止したことにより、管理組合に損害が生じても、機構は管理組合に対し何ら責めを負わないものとします。

※ 管理組合が成立していない建築物（事務所等の非住宅部分、既存の社宅又は賃貸住宅を分譲住宅に変更したマンション等）である場合は、「管理組合」を「建築物の所有者」と読み替えてください。